

諸外国におけるカルテル等に対するサンクシヨンの概要

	国・地域	サンクシヨンの水準（上限・下限）	
		法人／事業者	個人
行政上の金銭的不利益処分のみ	EU	直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の 10% 以下	
	イタリア	前会計年度における売上高の 10% 以下	
	ベルギー	売上高の 10% 以下	
	オランダ	最大 45 万ユーロ又は売上げの 10% 以下	
	ポルトガル	前年の売上高の 10% 以下	
	スペイン*1	1 億 5 千万ペセタ（901、518.16 ユーロ）又は直近の会計年度における売上高の 10% 以下	500 万ペセタ（30、050.61 ユーロ）以下 法人の代表者のみ対象
	オーストラリア*2	1000 万豪ドル以下	50 万豪ドル以下
刑事罰のみ	アメリカ	1 億ドル又は利得額 / 損害額の 2 倍のいずれか大きい額以下	100 万ドル若しくは利得額 / 損害額の 2 倍のいずれか大きい額以下の罰金又は 10 年以下の自由刑 法人以外の者が対象
	カナダ	1、000 万カナダドル以下の罰金	1、000 万カナダドル以下の罰金又は 5 年以下の自由刑
	デンマーク*3	軽微な違反 1 万～40 万クローネ（1、340～53、700 ユーロ） 重大な違反 40 万クローネ～1、500 万クローネ（53、700～200 万ユーロ） 非常に重大な違反 1、500 万クローネ（200 万ユーロ）以上	
	アイルランド	400 万ユーロ又は総売上高の 10% のいずれか大きい額以下	400 万ユーロ又は総売上高の 10% のいずれか大きい額以下の罰金又は 5 年以下の自由刑
行政上の金銭的不利益処分＋刑事罰	イギリス*4	（行政）前事業年度における当該事業者の全世界総売上高の 10% 以下	（刑事）罰金*5 又は 5 年以下の自由刑
	ギリシャ*6	（行政）売上高の 15% 以下	（刑事）100 万ドラクマ（2、935 ユーロ）以上 500 万ドラクマ（14、675 ユーロ）以下の罰金*7
	オーストリア*8	（行政）1 万ユーロ～100 万ユーロ又は全世界売上高の 10% 以下	（行政）1 万ユーロ～100 万ユーロ又は全世界売上高の 10% 以下 （刑事）3 年以下の自由刑（入札談合のみ）
	フランス	（行政）違反行為が終わるまでの会計年度で全世界売上高が最も高い会計年度における全世界売上高の 10% 以下	（行政）300 万ユーロ以下 非事業者が対象 （刑事）75、000 ユーロ以下の罰金及び 4 年以下の自由刑
	ドイツ*9	（行政）100 万ユーロ又は直近事業年度における当該事業者の全世界売上高の 10% のいずれか大きい額以下	（行政）100 万ユーロ以下 （刑事）罰金*10 又は 5 年以下の自由刑（入札談合のみ）
	韓国	（行政）直近 3 年間の平均年間総売上高の 10% 以下（売上額がない場合は 20 億ウォン以下） （刑事）2 億ウォン以下の罰金	（刑事）2 億ウォン以下の罰金又は 3 年以下の自由刑
（参考）	日本	（行政）当該商品又は役務の売上高の 10% （刑事）5 億円以下の罰金	（刑事）500 万円以下の罰金又は 3 年以下の自由刑

（公正取引委員会事務総局から提供された情報を基に作成）

*1 出典：GLOBAL COMPETITION REVIEW 2004

*2 法人及び個人に対する刑事罰の導入を内容とする法案を議会に提出中

*3 出典：GLOBAL COMPETITION REVIEW 2004

*4 個人に対する刑事罰を 2003 年に導入

*5 罰金の上限は定められていない。

*6 出典：GLOBAL COMPETITION REVIEW 2004

*7 再犯の場合は 2 倍

*8 2002 年の競争法改正により個人又は法人に対して行政制裁金を科しうることになったため、競争法では非刑罰化。ただし、入札談合については、個人に対する刑事罰の規定を刑法に新設。

*9 個人に対する行政制裁金と罰金は併科されない。

*10 罰金の上限は定められていない。